

2022年3月24日

横浜刑務所長

白川 秀史 殿

神奈川県弁護士会

会長 二川裕之

勧告書

当会は、申立人 A 氏の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講じる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、以下のとおり勧告いたします。

勧告の趣旨

横浜刑務所に対し、「工場就業者の諸動作について」と題する文書に基づく、被収容者に対する「移動に際して、被収容者に、職員の掛ける号令に合わせて、足先が自然に下に向くように、左足から足を上げ、手の振りは両手の指先、肘を伸ばし、自然に振る」という指導は直ちにやめるよう勧告する。

勧告の理由

別紙調査報告書のとおり

以上

2018年(救)第8号 A 申立事件

2022年3月1日

調査報告書

神奈川県弁護士会
会長 二川裕之 殿

人権擁護委員会
委員長 櫻井みぎわ

横浜刑務所に対する、申立人 A 氏の人権救済申立事件（2018年(救)第8号）につき、当委員会が調査した結果を報告します。

処遇意見

横浜刑務所に対し、「工場就業者の諸動作について」と題する文書に基づく、被収容者に対する「移動に際して、被収容者に、職員の掛ける号令に合わせて、足先が自然に下に向くように、左足から足を上げ、手の振りは両手の指先、肘を伸ばし、自然に振る」という指導は直ちにやめるよう勧告する。

理由

1 申立の概要

申立人は、横浜刑務所にて服役中であるが、同刑務所では、受刑者の移動にあたり、いわゆる軍隊式行進をするよう指導している。

すなわち、受刑者の移動時、腕を前後90度に振り、5指を揃えて伸ばし、肘も曲げずに伸ばし、足を上げるなどという軍隊式行進をするよう指導し、一人でもできていないと名指しで怒鳴ってやり直しを命じている。2018年4月に、幹部職員が変更になってから、上記軍隊式行進がきわめて厳格に実施されるようになった。幹部職員が部下の職員を怒鳴るため、部下の職員も受刑者を怒鳴らざるを得ない状況になっている。

高齢の受刑者や、障害のある受刑者は、上記のような軍隊式行進を行えず、足に障害のある受刑者に対して「手だけでも合わせるように」などと無理な要求をしている。

かかる指導は、人権侵害である。

2 相手方の回答

相手方において、受刑者の移動の際、申立人の申立てにあるような指導がなされているのか調査したところ、その回答は以下のとおりである。

横浜刑務所長作成にかかる平成30年9月3日付回答(横刑発第2600号)によれば、「受刑者が移動するに当たり他人を威嚇するような不体裁な格好で歩行することがないように、足先が自然に下に向くように、手は両手の指先、肘を伸ばして自然に振るよう指導することがあり、また、集団で移動するときには職員の号令に歩調を合わせるよう指導しています。」とし、その根拠は、刑事収容施設法73条であるとする。さらに、受刑者が行う日常の動作の遅れ等により懲罰等を科すことはないとも回答している。

また、横浜刑務所長作成にかかる平成30年10月29日付回答(横刑発第3739号)によれば、受刑者を集団で移動させる際、手の振りは前後90度の角度を付けること、指は5指揃え伸ばすこと、肘は曲げず伸ばすこと、足は上げることという内容の具体的な指導は行っていないという。さらに、高齢者や障害者への指導についての配慮、違反した場合の名指しでの指導については、いずれも「該当事項はありません」との回答であった。両手の指先や肘を伸ばして移動すること、職員の号令に歩調を合わせて移動すること、手を振る角度などは、刑事収容法73条1項の「刑事施設の規律及び秩序」、同条2項の「被収容者の収容を確保」することや「適切な環境、安全、平穏な共同生活を維持する」ことといかなる関係があるかという照会に対して、「該当事項はありません」との回答であった。

さらに、横浜刑務所長作成にかかる令和3年12月6日付回答(横刑発第3449号)によれば、横浜刑務所内において平成22年3月24日付の「工場就業者の諸動作について」に基づいて指導をしていること(なお、平成27年2月2日及び同年8月5日に一部改正をしているが行進にかかわる部分ではない)、2016年2月10日付当会における勧告書提出後も、指導の内容等について何らの変更もないとの回答であった。

3 認定した事実

(1) 受刑者が集団で移動する際、横浜刑務所では少なくとも以下の指導をしている。

- ① 足先が自然に下に向くように、手は両手の指先、肘を伸ばして自然に振ること
- ② 職員の号令に歩調を合わせること

- (2) 腕を振る角度、足を上げることについては、横浜刑務所は指導していないと回答するものの、両手の指先や肘を伸ばして移動すること、職員の号令に歩調を合わせることに、刑事収容施設法73条1項、2項との関連性を一切説明していない。また、高齢者や障害者に対する配慮について該当しないなどと回答するのみであり、集団での移動に際して、具体的な配慮をなしている事実は見当たらない。
- (3) 足先が自然に下に向き、手は両手の指先、肘を伸ばして自然に振るよう指導する趣旨について、横浜刑務所は、「他人を威嚇するような不体裁な格好で歩行することがないように」などと説明するものの、威嚇する格好と不体裁な格好の関連性が不明確である上、真に他人を威嚇するような歩行であれば個別に指導すれば十分であり、全員に対して同じ姿勢を要求する根拠になり得ていない。
- (4) また、横浜刑務所長作成にかかる令和3年12月6日付回答（横刑発第3449号）によれば、横浜刑務所内において平成22年3月24日付の「工場就業者の諸動作について」に基づいて指導をしていること（なお、平成27年2月2日及び同年8月5日に一部改正をしているが行進にかかわる部分ではない）、2016年2月10日付当会における勧告書提出後も、指導の内容等について何らの変更もないとの回答であった。
- (5) 以上のような回答状況からすれば、横浜刑務所において、受刑者が集団移動する際に、足先が自然に下に向くように、手は両手の指先、肘を伸ばして自然に振り、職員の号令に歩調を合わせるようにという指導にとどまらず、腕を振る角度を指導したり、職員の意に沿わない歩き方をしている者を名指しで怒鳴ったりするという指導がなされている可能性も否定することはできない。

4 判断

- (1) 憲法13条は、個人の尊厳を規定するとともに、個人の人格的価値にかかわる権利（人格権）を保障している。個人の尊厳や人格権には、個人が一定の私的事項について、公権力による干渉を受けずに自ら決定することの保障を含んでいる（自己決定権）。
- (2) 他方、在監関係を維持するため受刑者の自由が一定程度制限され得ることもまた、憲法の規定から導かれる（憲法18条、31条）。とはいえ、かか

る制限は、拘禁と戒護、受刑者の矯正教化という在監目的を達成するため必要最小限度の範囲にとどまるものでなければならない。必要最小限度の制限と言えるかどうかは、制限の必要性の程度、制限される基本的人権の内容、これに加えられる具体的制限の態様との衡量のうえに立って決せられるべきである（最判昭和45年9月16日・民集24巻10号1410頁）。本件において問題となるのは、前述のとおり、個人の尊厳、人格権、行動決定の自由というあらゆる人権の根本に位置づけられるきわめて重要な基本的人権である。

- (3) 制限の必要性について、刑事収容施設法73条が規定しているところ、同条1項は、刑事施設の規律及び秩序が適正に維持されるべきこと、同条2項は、「被収容者の収容を確保」し、「処遇のための適切な環境およびその安全かつ平穏な共同生活を維持する」ために必要な限度を超えてはならないと規定している。
- (4) 受刑者の集団移動時に規律及び秩序を適正に維持するための制限としては、逃走、けんか、密談、口論等を防止する目的であれば、拘禁戒護・矯正教化という在監目的に反しないものであると言いうる。
- (5) また、その制限内容は、受刑者の集団移動時に逃走、けんか、密談、口論等を防止するため必要最小限度でなければならない。
- (6) これらの目的を達成するために必要最小限度の制約は、集団で移動中の私語を禁じることや、一列又は二列になって歩くというような整然とした行動を要請することにとどまり、これを超えた指導は、必要最小限度の制限を超えたものであるというべきである。
- (7) 本件において、少なくとも横浜刑務所は、①足先が自然に下に向くように、手は両手の指先、肘を伸ばして自然に振ること、②職員の号令に歩調を合わせることを指導している旨を認めており、かかる①、②はいずれも逃走、けんか、密談、口論等を防止する目的とは一切無関係であり、必要最小限度の制限を超えたものであると言わざるを得ない。さらに、腕を振る角度を指導したり、職員の意に沿わない歩き方をしている者を名指しで怒鳴ったりする指導が行われているとすれば、なお一層、逃走、けんか、密談、口論等を防止する目的とは一切無関係であり、必要最小限度の制限を超えたものであることは明らかである。

(8) なお、平成15年12月22日付「行刑改革会議提言」によれば、「圧倒的な立場の優位性を背景とした、受刑者に対する一方的な支配状態を招きかねない」ような厳格な規則に警鐘を鳴らし、「所内で移動する際に、大きな声でかけ声を挙げさせ、手足を必要以上に振らせるという、いわゆる軍隊式行進」につき、「受刑者の人間性を無視し、一般社会の常識に照らして違和感を感じさせるような運用が行われているとすれば、これは見直すべきであり、仮にも軍隊式行進と印象付けられることのないようなものに改められるべきである。」と指摘していることを看過すべきでない。同提言から15年以上経過しているにもかかわらず、軍隊式行進と印象付けられるような行動の自由の制限が実際に行われているとすれば、きわめて遺憾であると言わざるを得ない。

(9) さらに、当会において、同様の救済申立てにおいて、2016年2月1日付で勧告を出しており、それにもかかわらず、5年以上経った現在においても一切変更がなされず、処遇の改善がなされていない。

(10) よって、横浜刑務所による受刑者の集団移動時における指導内容は、在監目的を達成するために必要最小限度の範囲を超えたものである。

5 結論

したがって、横浜刑務所に対し、「工場就業者の諸動作について」と題する文書に基づく、被収容者に対する「移動に際して、被収容者に、職員の掛ける号令に合わせて、足先が自然に下に向くように、左足から足を上げ、手の振りには両手の指先、肘を伸ばし、自然に振る」という指導は直ちにやめるよう勧告するのが相当である。

以上